

第四次産業革命を視野に入れた 不正競争防止法に関する検討

中間とりまとめ（案）

平成29年4月

産業構造審議会 知的財産分科会

営業秘密の保護・活用に関する小委員会

はじめに

営業秘密の保護・活用に関する小委員会（以下、「営業秘密小委」という。）では、「日本再興戦略 改訂 2016」（平成 28 年 6 月閣議決定）において、第四次産業革命に対応した知財等の制度整備等が求められたこと、及び「知的財産推進計画 2016」（平成 28 年 5 月知的財産戦略本部決定）において、ビッグデータ時代のデータベース等の新しい情報財について、知財保護の必要性や在り方について検討が求められたことを受けて、第四次産業革命に向けたデータの保護の在り方を中心に不正競争防止法に係る課題につき、平成 28 年 12 月より 6 回の審議を行った。

本中間とりまとめは、営業秘密小委における審議結果を踏まえ、当面对応すべき事項を明らかにするものである。

（参考 1）

・「日本再興戦略 改訂 2016」（抜粋）

「I o T・ビッグデータ・人工知能等の新たな技術の社会実装が進展することに伴い、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知財の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。こうした課題を分析した上で、第 4 次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、その対象とする行為等に関するガイドラインの策定、ライセンシング環境の整備促進等の必要な措置を講ずる。」

（参考 2）

・「知的財産推進計画 2016」（抜粋）

「A I 創作物や 3 D データ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う。（短期・中期）（経済産業省、内閣府、関係府省）」

目次

第一章 データ保護制度の在り方について	3
1. データ保護制度の在り方について	3
1. 1 データ利活用の現状及び議論等	3
1. 2 データ保護制度に関する検討の視点	12
1. 3 データ保護制度に関する今後の対応	17
2. データ利活用に係る営業秘密保護関連の課題	24
2. 1 データ利活用に係る営業秘密管理の現状	24
2. 2 データ利活用に係る営業秘密保護に関する検討の視点	27
2. 3 データ利活用に係る営業秘密保護に関する今後の対応	27
3. データに係るトレーサビリティについて	29
3. 1 データに係るトレーサビリティの現状	29
3. 2 トレーサビリティに関する検討の視点	30
3. 3 トレーサビリティに関する今後の対応	31
第二章 情報の不正利用を防止する技術の保護の在り方について	32
1. 技術的制限手段による保護の対象について	32
1. 1 技術的制限手段の現状	32
1. 2 技術的制限手段による保護対象に関する検討の視点	34
1. 3 技術的制限手段による保護対象に関する今後の対応	35
2. 技術的制限手段の対象の明確化について	37
2. 1 アクティベーション方式を用いた技術の現状	37
2. 2 技術的制限手段の対象の明確化に関する検討の視点	39
2. 3 技術的制限手段の対象の明確化に関する今後の対応	40
3. 技術的制限手段の無効化に関連するサービスについて	41
3. 1 技術的制限手段の無効化に関連するサービスの現状	41
3. 2 無効化に関連するサービスに関する検討の視点	42
3. 3 技術的制限手段の無効化に関連するサービスに関する今後の対応	44
第三章 技術的な営業秘密の保護の在り方について	46
1. 1 技術的な営業秘密の保護の現状	46
1. 2 技術的な営業秘密の保護に関する検討の視点	48
1. 3 技術的な営業秘密の保護に関する今後の対応	51
産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会の開催状況	53
産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会の委員名簿	55

第一章 データ保護制度の在り方について

1. データ保護制度の在り方について

1. 1 データ利活用の現状及び議論等

(1) データをとりまく現状

近年、データ量の増加、処理性能の向上、A I の非連続的進化が急速に進展している。データ量については、平成17年から平成25年にかけて世界のデータ量は2年ごとに倍増しており、平成32年には、現状の10倍になるものと推計されている。また、ハードウェアの性能についても指数関数的に増加し、それを活用するA Iについてもディープラーニング等により非連続的に発展しつつある。こうした現状から、今後データの利活用が急激に進展するものと推察される。

そこで、A I、I o Tが実装される第四次産業革命においては、デジタル化が進展し、モノとモノとがつながり、情報と情報とがつながることにより、新たな付加価値が創出される。こうした社会において、データの収集・活用や関連技術の開発は企業の競争力の源泉であり、その利活用を進めることが我が国産業のさらなる発展のために極めて重要な課題となっている。

現時点では、データ利活用は各社で閉じることが多く、ビッグデータの分析活用が十分に進んでいるとは言えないが、今後各社の様々なデータがデータ市場等を介して共有されることが見込まれており、それが今後のイノベーション促進に繋がると考えられる。

今後、つながることにより新たな付加価値が創出される産業社会(Connected Industries)の実現に向けて、各社がデータを他者と共有する形でデータ利活用を円滑に進めるためには、その利活用と保護のバランスが重要であり、安心してデータをやり取りができ、データの創出・収集・分析・管理などに対しての開発などの投資に見合った適正な対価を得ることができるような、制度を構築することが必要と考える。

(2) データ利活用の事例

データ利活用につき、企業などのヒアリングを通じた、現在の活用事例及び今後想定している活用想定例として、以下のような事例が挙げられている。

(例)

- ・健康診断データを各社が持ち寄り共有するコンソーシアムを形成。データを持ち寄った特定の者のみがアクセス可能となっている。(医薬業界)
- ・ユーザー登録することで、閲覧することができる材料データベースを構築。

ただし、複製及び転載は規約により規制している。(化学業界)

- ・トラックの走行データを解析し、運送会社の運行管理のソリューションとして提供。また、統計化したデータを、道路管理等を行う第三者にも提供。(物流業界)
- ・自動車の車両に設置されたセンサーから走行データ等を取得し、公共サービスへの提供、災害時の情報提供サービスとして使用している。(自動車メーカー)
- ・工場内の各機器にセンサーを設置し、稼働データを収集。契約に基づいて、データを取得し、分析して故障の予兆を検知しメンテナンスを行ったり、生産効率の向上のアドバイスを行うなどのソリューションを提供している。(センサーメーカー)
- ・大型車両にセンサーを取り付け、稼働データを取得し、メンテナンス等のサービスに活用。車両内の機器はそれぞれ複数の社が提供しており、相互にデータを共有している。(建機メーカー)

また、第7回営業秘密小委の事前に行った、委員との意見交換や、企業アンケートを通じた調査では、営業秘密としての保護が必ずしも明確ではないとの懸念が示されたデータとして以下のような事例が挙げられている(第7回営業秘密小委「資料5」)。

(例)

ア. 複製禁止などの取扱いを示しHP等に公開している情報

①データベースの利用を閲覧のみ（or 複製禁止）としているケース

- ：インターネット上に掲載し、一般的にアクセスが可能なデータベースのうち、その利用を閲覧のみとし、その複製や、業務上の利用を、規約等で制限しているもの
 - ー材料・素材の特性データ

②製品やソフトウェアへの入力・更新用のデータ

- ：インターネット上に掲載し、一般的にアクセスが可能なデータベースのうち、その利用が、特定の製品やソフトウェアでのみ読み込めるデータ形式としているもの
 - ーカーナビ用の地図データ（年度ごとに更新される）
 - ーカメラ画像の歪み修正ソフト用のデータ（カメラ×レンズの組合せ）
 - ー玩具の音声等の更新（TVアニメに連動して更新）

イ. 特定の者のみで共有している情報（秘密保持契約までは結ばれていないもの、利用料の支払い等の要件を満たせばアクセス可能なもの）

→秘密管理性、非公知性の要件が必ずしも明らかでないが複製禁止など取扱

いが示されている

- ①利用料を支払った会員のみが利用できるデータベース
 - ：アクセスを制限してID／パスワードで管理し、その複製や、業務上の利用を、規約等で制限しているもの
 - －有料のデータベース（判例分析、トレンド分析等）
- ②各社が互いに情報を出し合い共有しているデータベース
 - ：データを出した企業のみアクセスを制限
 - －医薬業界において健常者データなどを共有するコンソーシアム
- ③放送等向けの加工前画像
 - ：放送等の番組として編集加工の素材となる映像を、契約に基づきアクセスを制限し提供（著作物としての保護が明確ではないものが含まれるおそれ）
- ④匿名加工後のデータベース
 - ：収集した個人情報を匿名加工した後のデータベース

ウ．特定の者のみで共有し秘密保持契約を結んでいる情報

→営業秘密の三要件を満たす場合は、営業秘密としての保護が想定される

- ①AI学習用のデータセット
 - －事実のみのデータセット：著作物とは認められないものの、営業秘密としての要件を満たせば保護され得る
 - －失敗事例などを含むデータセット：失敗の事例や、異物混入、事故画像など、それ自体がネガティブな情報が含まれているからといって、有用性の要件が否定されるわけではない
- ②産業機械の稼働データ
 - －メンテナンスや不具合予兆の検知のために産業機械メーカー等と共有したデータも、守秘義務契約等を結んでいる場合は、秘密管理性の要件を満たす

（３）データ保護に関する営業秘密小委、産業界等から得られた主な意見

これまで、データ保護に関連して、営業秘密小委及び、産業界・有識者等から、下記のような意見をいただいた。

＜データ保護全般＞

（企業ヒアリング等における意見）

- ・データの取引は、誰にデータが帰属するのかが重要だが、企業間のパワーバランスによって、当事者間の契約ではバランスを失することもあるのではないかと。

- ・生データをデータベース化したものについてデータの譲渡先から漏えいした場合には法的措置を設けるべき。そのためトレーサビリティも重要。
- ・これまでと違い、集めたデータについても、保護価値がでてきた。既存法における保護が及ばないところに関しては、不正競争防止法的な擬似排他権を与えるというのが妥当だと思う。
- ・契約当事者以外に対する権利が必要ならば、法制度等の何らかの担保が必要ではないか。
- ・営業秘密にあたらぬデータを、不正な目的で取得した場合に不正競争行為となる規定を、不正競争防止法2条に追加することも検討すべきではないか。
- ・今後、データ利活用に関する投資はますます拡大していくことが想定される。現行法令下での保護が不十分との理由で、こうした投資を躊躇するようになっては困る。
- ・データ取引においては取り扱いは当事者間の契約に委ねられることが多いが、契約の内容に関しては契約当事者の力関係に左右されることもある。

1

＜「データ」の定義＞

（営業秘密小委における主な意見）

- ・「データ」との言葉が指すものは多様であり、「誰の」「どのような」データを保護対象とすべきか現状を適切に把握すべき。
- ・グローバルなコンセンサスがなく、日本のみがデータ保護の対象を拡大する場合は慎重に検討すべき。

＜保護対象の範囲＞

（営業秘密小委における主な意見）

- ・データの利活用が阻害されないような保護対象の枠を議論していくべき。
- ・保護対象を広げすぎるべきではない。
- ・時間の経過と共に価値が失われるデータも存在することから、時間的要素の視点も必要ではないか。

（企業ヒアリング等における意見）

- ・管理の意思だけでなく、技術的な保護手段が用いられていることも要件とすべきと考える。高度な管理手段を設定せずにHP上に掲示する等の行為

¹ 取引者間の優越的地位を利用してデータを取得する行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づいて規制される場合もある。

自体は契約的にも法的にも保護されるべき利益を放棄したと見なされ得る。

- ・データ収集の「投資」の有無については有用性の評価や管理の動機として考慮される可能性はあるものの、データの保護要件としては外形上表される管理の意思によるべきであって要件として考慮すべきではない。
- ・事業に実際に利用されていなくとも保護に値する状況は存するのではないか。
- ・新たな行為規制の対象は、保護の必要性和許容性の観点から、民法第709条の特則として差止請求権により保護すべき高度の違法性が認められる一定の行為態様の類型を明確化した上で検討することが適当。
- ・データを取得した者が無用な嫌疑をかけられることを防ぐため、行為態様等で限定をするという観点も重要。

＜規制すべき行為の範囲＞

（営業秘密小委における主な意見）

- ・保護の対象となるデータの議論と、規制対象となる行為とは一体として議論すべき。
- ・営業秘密の規制とのバランスに鑑みて、あまりに緩い要件とすることは反対。
- ・利用規約等の契約違反が不正競争行為に直結することは、契約法と不法行為法の境界を曖昧にするものであり、好ましくないのではないか。
- ・営業秘密における正当取得の類型にあたる行為規制を創設する場合には、立法事実の更なる調査が必要。
- ・特に転得者については、イノセントな人が規制されないように、営業秘密同様、悪意・重過失者のみ規制されるべきではないか。

（企業ヒアリング等における意見）

- ・単なる契約違反に該当するような行為を規制対象とすべきかについては慎重な検討が必要。
- ・課金を支払った者のみにアクセスを認めるHP上のデータへのアクセス行為については利用料金の債権的請求で足り、不正競争行為と評価しなくても良いのではないか。
- ・データベースの第三者提供行為は規制するという観点は考えられるものの、アクセスを遮断されていないデータを使用する行為については不正競争行為とすべきかについて慎重な検討が必要。
- ・一方で、正当なデータ取得の場合であっても、その後の使用・提供行為が業務上横領に該当するような行為に対しては、規制する必要があるのでは

ないか。

- ・これまでITの分野におけるルール作りは後じんを拝してきたが、この産業データの利活用において諸外国の後追いになることを避けるため、我が国がイニシアティブを取って制度を設計し、国際調和をリードしていくという観点も重要ではないか。

＜営業秘密による保護の範囲＞

（営業秘密小委における主な意見）

- ・「データ」の定義にはニーズを踏まえた限定が重要。
- ・契約を含め、現行法上の営業秘密としての保護範囲の外縁をまず明確化すべき。
- ・価値の高いデータを通常は公開しないので、営業秘密でかなりの部分が保護可能ではないか。
- ・秘密保持契約を締結しているなど特定の者のみで共有している情報については、営業秘密としての保護対象となり得る旨を指針で明確化すれば足りる。
- ・契約の実務においては、事実上営業秘密としての対応が難しいものも多い。

（４）データ利活用に関する契約等の実態

経済産業省が平成28年度に実施した調査報告書（※1）（「以下、「平成28年度調査報告書」という）」のヒアリング、アンケート調査において、以下のようにデータ利活用の類型ごとに契約・管理の実態、課題等をまとめた。

※1 平成28年度産業経済研究委託事業「データ利活用促進に向けた企業における管理・契約等の実態調査」報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

ヒアリング：31社

アンケート：対象企業2109社、回答304社（回答率15.1%）

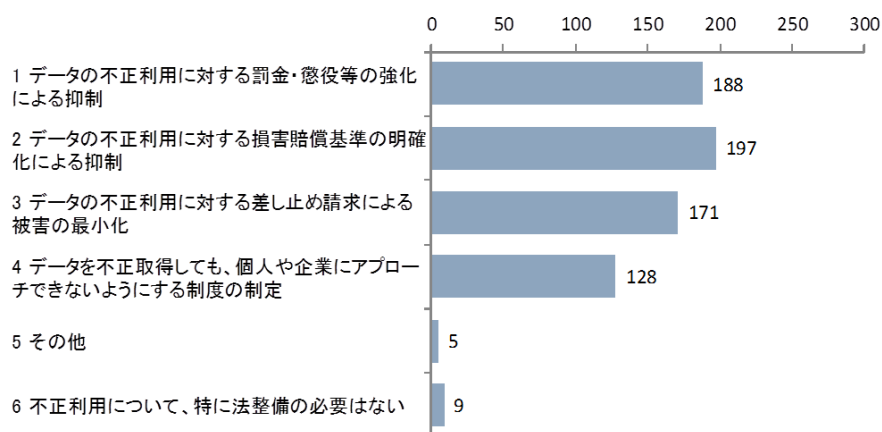
【平成28年度調査報告書（抜粋）】

類型	契約・管理の実態	課題・制約
A	顧客による自社商品の利用を通じて発生したデータを、自社で取得して活用	個人顧客からデータを取得する事業を展開している企業では、個人情報漏えい発生のレピュテーションリスクが懸念され、データ活用推進における制約として捉えている。
B	顧客による自社商品の利用を通じて発生したデータを、顧客・自社で共有して活用	既存の個別顧客との契約によってデータの利活用の範囲が異なっていることから、複数の顧客への商品提供を通じて取得・蓄積・分析したデータを自社内で突合し、新商品の開発に活用することができないことを制約として捉えている。
C	サプライチェーンにおいて、顧客による最終商品利用を通じて発生したデータを最終商品提供者・部材提供者で活用	- 最終商品提供者は顧客からデータ利活用の際に、プライバシーポリシーや約款・規約を通じて同意を得る。 - 部材提供者が自社の部材において顧客から直接データ利活用の際に同意を得る場合もある。 - 最終商品提供者と部材提供者間でデータの突合を容易（汎用的）にするための、データ項目の精緻化が課題と捉えている。 - 最終商品提供者と部材提供者間で共有・突合して生成したデータベースが第三者に不正利用された場合の法的な整備が必要と史料される。
D	業界内の複数企業が、特定のデータを寄せ集めて、ビッグデータ化し、各社で利活用／オープンデータとして公開	- データ発生元（各社の顧客）からのデータの取得における契約と、取得したデータの企業間での共有時における契約の2つが存在する。 - データ発生元からのデータの取得における契約の方法は、業界によって異なる。 - 取得したデータの企業間での共有時における契約は、各社間で個別契約を締結する。 - 広範囲でのデータ共有を実現する上でコンソーシアム形成が考えられるが、一企業での推進は困難であり、政策的な方針提示や関係省庁・外郭団体等による主導が必要と史料される。
E	自社が特定のデータを大量に蓄積し、プラットフォームとして、異業界を含めた他社に提供	- データ発生元（自社の顧客）からのデータの取得における契約と、取得したデータのデータ利用企業への提供における契約の2つが存在する。 - データ発生元からデータを取得する際は、約款・規約において匿名加工したデータを第三者提供する目的で取得することの同意を得ている。 - 取得したデータをデータ利用企業へ提供する際は、提供先の企業が不正利用を行わないよう、各社と個別で契約する。 - 自社が蓄積・匿名加工したデータベースが第三者に不正利用された場合の法的な整備が必要と史料される。

「平成28年度調査報告書」のアンケート調査において、法整備に関しての設問があり、以下のとおり回答があった。

【取得・蓄積・分析・実装したデータを社外の第三者の不正利用への対策として実施すべきと思われる法整備について】

問. 貴社が取得・蓄積・分析・実装したデータを社外の第三者の不正利用への対策として実施すべきと思われる法整備について、該当するもの全てについて選択肢からお答えください。（該当するもの全てに○）＜問39＞



(n = 285)

（５）データに関する裁判例

現行法下では以下のようなデータに関する裁判例が存在するものの、民法に基づく損害賠償請求を認容している例があるにすぎず、著作権法、特許法に基づく差止めが認められるのは難しい状況となっている。また、北朝鮮映画事件（最判平成23年12月8日）の判決を受けて、近年の裁判例においては、著作権等の権利としての法的保護が得られないものについて、特段の事情がない限り、民法上の不法行為を構成するものではないと判断される傾向があり、データが不法行為法で必ずしも保護されない可能性があるとの指摘もある。

【著作物に該当しなくても不法行為による損害賠償が認められた事例】

＜翼システム事件＞

（平成8年（ワ）第10047号 東京地判平成13年5月25日）

【請求事項】

著作権侵害又は不法行為に基づき、データベースの製造・販売の差止めと損害賠償 → 5613万2135円の損害賠償が認められた。

【要旨】

・自動車データベースは、データベースの著作物として創作性を有すると

は認められない。

- ・他方、民法709条の不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りる。

そして、

- ①人が費用や労力をかけて情報を収集、整理していること
 - ②データベースを製造販売することで営業活動を行っていること
 - ③そのデータベースのデータを複製して作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売していること
- を満たす場合、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合がある。

→被告が本件データベースのデータを自己のデータベースに組み込んだ上、販売した行為は、取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する原告の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成する。

<読売オンライン（YOL）事件>

（平成17年（ネ）第10049号 知財高判平成17年10月6日）

【請求事項】

著作権侵害、不法行為に基づき、記事見出しの複製等の差止め等及び損害賠償 → 23万7741円の損害賠償が認められた。

【要旨】

- ・YOL見出しは、ありふれた表現の域を出ず、著作権法による保護の下にあるとまでは認められない。
- ・他方、法的保護に値する利益が違法に侵害された場合であれば不法行為が成立し得るところ、YOL見出しは、
 - ①多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものであるといえること
 - ②相応の苦労・工夫により作成されたものであって、簡潔な表現によりニュースの概要について一応の理解ができるようになっていること
 - ③そのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があることなどに照らせば、法的保護に値する利益となり得る。
- ・被告は原告に無断で、営利の目的をもって、かつ、反復継続して、しかもYOL見出しが作成されて間もない情報の鮮度が高い時期に、YOL

見出し及びYOL記事に依拠して、特段の労力を要することなくこれらをデッドコピーし、さらに被告のサービスが原告のYOL見出しに関する業務と競合する面があることも否定できない。

→被控訴人の行為は、社会的に許容される限度を超えたものであって、控訴人の法的保護に値する利益を違法に侵害したものとして不法行為を構成する。

〔著作物に該当しない場合、特段の事情がない限り不法行為と認められないとされた事例〕

＜北朝鮮映画事件＞

（平成 21 年（受）第 602 号 最判平成 23 年 12 月 8 日）

【請求事項】

著作権侵害に基づき、映画の放映の差止め、不法行為に基づく損害賠償
→ 請求は棄却された。

【要旨】

- ・本件放映された北朝鮮映画は、著作権法 6 条 3 号の所定の著作物には当たらないと解するのが相当である。
- ・ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象とはならない。
- ・著作権法 6 条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない。

1. 2 データ保護制度に関する検討の視点

事業として活用するデータは、他者に利用されず、自社もしくは特定者間で共有することによって価値が生じるものがあり、そういったデータにつき、いったん第三者に利用される、あるいは、広くインターネット上で流出されるとその価値が失われ、被害回復も困難となることが多いという特性がある。

一方で、1. 1 のとおり、データの重要性が増大する一方で、不正に利用されているとの声も多く、今後もそのような潜在的な「不正利用」が継続することが予想される。このような状況の下、データを今後も我が国の競争力の源泉としてこれまで以上に活用していくためには、我が国企業がデータについて、

それを合理的な努力の下で効率的に維持し、不正利用等に対して差止め等の救済を受けられるよう、国としてのシステムの構築が求められる。

このようなシステムの検討にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 適切なニーズを踏まえた制度検討

データを保護するための制度検討にあたって、具体的なニーズの有無について把握した上で検討を進めることが適当であり、有識者及び産業界の意見を踏まえ、検討していくことが重要であると考えられる。

この点について、前記1. 1 (3) 及び1. 1 (4) において、企業等からの意見及び「平成28年度調査報告書」にもあるように、データに係る保護制度として所定の行為規制を設けることのニーズが認められる。また、保護制度として著作権法等の現行法では対応しきれないデータ活用例も多々見られているところであり、適切な制度設計が必要であると考えられる。

(2) データ利活用を阻害しない制度の構築

営業秘密小委等では、データの利活用が阻害されないような保護対象の枠を議論していくべきとの意見や、データを正当に取得した者が無用な嫌疑をかけられないように行為態様等に限定をしてはどうかといった意見があった。これらの意見を踏まえ、データに関する取引慣行を考慮した上で、要件を明確化した上での制度の構築が必要であると考えられる。

他の知的財産権による保護のシステムとのバランスも考慮した適切な制度である必要がある。また、諸外国の規制と比較しても我が国固有の特殊な制度となり、結果として我が国企業の事業活動が過度に制約されないよう配慮が必要である。一方で、諸外国の後追いになることを避けるため、我が国がリードしていくという観点も重要であると考えられる。

(3) 保護対象となる適切なデータの範囲の検討

営業秘密小委では、保護の対象となる「データ」と規制すべき行為についてはグローバルなコンセンサスがなく、データ保護の対象を拡大する場合は慎重に検討すべきとの意見があった。当該意見を踏まえ、保護対象とすべきデータについて、一定の投資をしたようなデータにおいてデータを保有・管理する者の意思を認識できる状態となっているデータ、等を対象とすることを検討することが必要であると考えられる。

(4) 知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会」における議論

I o T等で大量に蓄積されるデジタルデータや、A I生成物とその生成に関

する「学習用データ」²及び「学習済みモデル」³などの新たな情報財の知財制度上の在り方について、平成28年10月から計7回、「新たな情報財検討委員会」が開催された。

この「新たな情報財検討委員会」においては、データ利活用促進のための知財制度の在り方について幅広く議論が行われ、主に以下の検討案について議論がされた。

² 知的財産戦略本部・検証・評価・企画委員会「新たな情報財検討委員会」報告書（平成29年3月）では、「学習用データ」について、「機械学習にあたっては、大量のデータが必要となる。このようなデータの集合物の分類としては、「選択等がされていない単なるデータの集合物」、「選択等をしたデータの集合物のうち、当該データの分類が予め規定されているもの（いわゆる教師付きデータ）」、「選択等をしたデータの集合物のうち、当該データの分類が予め規定されていないもの（いわゆる教師なしデータ）」が考えられるが、本検討委員会では、これら全てを学習用データと呼称することとする。」としている。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf

³ 「新たな情報財検討委員会」報告書では、「学習済みモデル」について、「AIのプログラムに学習用データを読み込ませる（学習させる）ことにより、特定の機能を実現するために必要なパラメータ（係数）が規定された学習済みモデルが生成される。一般に学習済みモデルは、「AIのプログラムとパラメータ（係数）の組み合わせ」として表現される関数であるとされている。」と説明している。

I 何らかの権利を付与するアプローチ

I－1 物権的な権利の設定

A：発明（特許）の拡張（※データ構造（プログラム等）の特許等）

B：著作物の拡張（※データベース著作物の拡張）

C：新たな権利の創設

C 1：特別の権利（例：欧州型 *sui generis right* など）

I－2 利活用促進のための権利の設定

C：制限付の権利

C 2：義務付権利（※一定条件（例：FRAND条件）でライセンスを受ける意思を有する者等に対して、利用を許諾する義務を課し、差止請求権を制限する。）

C 3：報酬請求権（※対価請求権のみを付与。なお、差止請求権がないため、対価の額について裁定する仕組みなどを組み合わせることも考えられる。）

II 行為規制アプローチ

D：不正競争防止法の拡張（※データ不正利用行為などを不正競争行為類型とする等）

III 民間の取組を支援するアプローチ

E：現行制度上の対応

E 1：データ流通基盤の中で事実上のルールを作るよう促す。

（※データ取引所などにおいて、データ提供者に、一定の条件でデータを利用させる義務を課しつつ、利益還元を請求できるようにする仕組み）

E 2：データ契約（規約等）上の留意点をまとめる。

（※データの価値とその創出への寄与度に応じた利益の分配など、データ収集・蓄積・保管等のインセンティブ保護と利活用のバランスに資するような留意点を整理）

E 3：セキュリティ等を高める取組を促す。

（※システムやサービスの設計を通じ、誰にアクセスを認めるかを管理することが可能であり、事実上の排他権があると整理し、既存のガイドラインも踏まえた取組を促す等）

この「新たな情報財検討委員会」における議論の結果、I－1の物権的な権利を設定するアプローチについては、「ビジネスモデルが確立しない中で、強い権利が与えられると、ビジネスモデルを試行錯誤しづらくなるとの指摘」、

「データを実際に利活用して社会に利益を生み出す事業者を保護する必要がある、権利侵害による差止を主張されてサービスを提供できなくなることは、社会的にも避けるべきとの指摘」等に基づき、「以上から、利活用促進の観点で利用を拒否することができる排他的な権利として物権的な権利を設定することについて、現時点では望ましいとは言えず、欧州における検討状況等を注視していくことが適当である。」との方向性が示され、また、Ⅰ－Ⅱの利活用促進のための権利設定をすることについても、「データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討することが適当である。」との方向性が示され、Ⅱ及びⅢのアプローチが特に【具体的に検討を進めるべき事項】として採用された。

このうち、「Ⅱ 行為規制アプローチ D：不正競争防止法の拡張（※データ不正利用行為などを不正競争行為類型とする等）」については、「不正競争防止法の拡張については、営業秘密の秘密管理性の定義を価値あるデータ保護のために見直すことを求める指摘もあった。しかし、営業秘密の範囲は、伝統的な営業秘密の保護と利用のバランスに影響を与えることから慎重な検討が必要であるとの指摘や、そもそもデータを他人に渡し、広く利活用するという行為自体が営業秘密の性質と矛盾する可能性があるとの指摘もあった。また、TRIPS 協定で国際的なコンセンサスの下で定めているものであることから、我が国だけ特殊な制度を作ることは国際的視点から必ずしも適当ではないと考えられる。むしろ、民法第709条の特則としての法制度として、新しく保護すべきデータの外縁を特定し、特に悪意の行為を類型化できるものについて、保護の必要性和許容性を考えた立法を行うことが現実的であるとの指摘」、「「データを不正の意図をもって入手する行為」や「不正に受領したデータを第三者に提供する行為」、「プロテクションを不正に破ってデータを抽出して、第三者に提供する行為」を不正競争行為として追加すべきとの指摘」等に基づき、「価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となるデータや行為について、先端ビジネスや事業に及ぼす影響に留意しつつ、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進めることが適当である。」と方向性が示された⁴。

営業秘密小委においても、かかる検討を踏まえることが重要であると考えら

⁴ 「新たな情報財検討委員会報告書」18－22 頁「(ii) 行為規制アプローチ」「(iii) 何らかの権利を付与するアプローチ」参照。

れる。

1. 3 データ保護制度に関する今後の対応

(1) 基本的な方向性（総論）

<方向性>

データの不正利用等に関し、新たな不正競争行為として行為規制を設ける方向で検討する。

データの不正利用を防止するためには、企業がその利活用実態等に応じて、その保有するデータの不正利用防止対策を効率的にかつ効果的に実施し得る環境整備が必要である。そのためにも、企業のデータ不正利用対策にもかかわらず、不正にデータを利用等する行為については、制度面から抑止力を働かせることが適切である。

その際、上述の「新たな情報財検討委員会報告書」では、既存の著作権法や不正競争防止法に基づく営業秘密保護制度による保護が及ばないデータの保護について、I－1の物権的な権利を設定するアプローチは現時点では望ましいとはいえないとされた。したがって、今後の検討においては、行為規制の新設によって、実質的に排他的権利によるデータ保護と同様の結果を招かないように、留意する必要がある。

<方向性>

データの保護対象を明確化した上で、保護すべきデータの範囲について検討する。

データを保護するにあたっては、第三者に与える影響及び利活用を阻害しないことを考慮することが重要であり、そのためにも適切に保護対象を設定し、明確なものとする必要がある。

他方、前述の「新たな情報財検討委員会報告書」では、IIの行為規制アプローチについて、既存の営業秘密保護の枠組みではなく、民法第709条の特則としての法制度として、新しく保護すべきデータの外縁を特定し、特に悪意の行為を類型化できるものについて、保護の必要性和許容性を考えた立法を行うことが現実的との指摘も踏まえつつ、「価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となるデータや行為について、先端ビジネスや事業に及ぼす影響に留意しつつ、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進めることが適当である。」と方向性が示された。

したがって、今後、行為規制の枠組みを検討する際は、保護対象が非公知性や秘密管理性の要件等で限定された営業秘密について規定された侵害行

為態様の枠組みによらず議論していくことが適当と考えられる。

(2) 制度面での方向性（各論）⁵

(i) 規制すべき行為

○悪質性の高い取得行為について

<方向性>

新たな制度の創設により、データの利活用が進まなくなることがないように、悪質性の高い取得行為を規制対象とする。今後、どのような行為がこの「悪質性の高い」行為に当たるかについて検討する。

新たな制度の創設により、データの利活用が進まなくなることがないように、民法上の不法行為に加え、不正競争防止法に基づく差止請求権を認めるに値するだけの悪質性の高い行為を規制する。

また、このように悪質性の高い取得行為に規制対象を限定することで、意図せずに取得した行為については規制されないものと考えられる。

特に以下の事例に代表される、窃取、詐欺、脅迫、横領、不正アクセスなどのような「悪質性の高い」行為の特定については、保護対象となる客体が営業秘密よりも広いものとなる可能性も念頭におきつつ、今後、より具体的な要件の検討を深めるべきである。

なお、検討にあたっては、第一章3. 3（トレーサビリティに関する今後の対応）、第二章における技術的制限手段の議論と本論点とを関連づけて行うことが適切であると考えられる。

(例)

- ①データやHPに対し、それぞれ暗号化を施したり（特定の機器・ソフトウェアでしか反応しない状態とすることを含む）、ID・パスワードを設定したり、などした上で、一定の条件を満たしたものしかアクセスを許可していないことを明示した上で提供しているデータについて、そのプロテクトを無効化して、データを取得すること
- ②相手方のデータを不正に取得するという目的を持ちながら、当該目的を秘して当該データを取得・利用・アクセスしない旨を明示しつつデータを預かり、データを預かる者がデータを預けた者を欺いてデータを取得すること

○悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供行為について

<方向性>

⁵ 具体的な方向性については、結論づけられたものではなく、今後の議論における検討課題として示したものである。

悪質性の高い行為により取得したデータを使用・提供等する行為を規制対象とする。

悪質性の高い行為により取得したデータについても同様に、当該データの取得者がそのデータを使用することや、第三者に対し提供することによって不正に利益を得ることなどは、いずれもデータの正当な保有者が本来得られた利益を棄損する行為であって、規制することが適切であると考えられる。

なお、保護対象となる客体が営業秘密よりも広いものとなる可能性も念頭におきつつ、今後、より具体的な要件の検討を深めることが適当と考えられる。

○その他の規制すべき行為について

<方向性>

その他、例えば以下に掲げる行為についても規制の可否について検討する。

- ・正当に取得したデータについて、データ提供者の意に反し、不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的での使用、提供の行為。
- ・不正にデータを取得した者からデータの提供を受ける二次取得以降の取得についても、事情を知って、若しくは重大な過失により知らないで、当該データを使用、提供等する行為。

データをライセンス等によって正当に取得した場合においても不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的（以下、「図利加害目的」という。）で使用又は提供する行為は、信義則違反・違背の観点から、規制対象とすることが考えられる。

なお、上記における「データ提供者の意に反し」での使用等とは、予定されていない方法での使用等の行為である。こういった使用行為等を予防するため、予めデータを預ける者と預かる者がその範囲について契約等の規定に基づき合意しておくことが重要である。

さらに、不正にデータを取得した者からデータの提供を受ける二次取得以降の取得についても、事情を知って、若しくは重大な過失により知らないで、当該データを使用、提供等する行為は規制対象とすることが考えられる。

(例)

- ①暗号化を施したり（特定の機器・ソフトウェアでしか反応しない状態とすることを含む）、パスワードを掛けた上で、一定の契約に基づいて特定者間で共有するデータにつき、契約者の一人が不正の利益を得る目的で、当該データを契約に反する形で複製し、第三者に提供する行為
- ②他者から受け取ったデータにつき、それが利用料を支払うことでしか取

得できないデータであることを知りながら、それを第三者に提供する行為

(ii) 保護対象

○データの管理性

<方向性>

保護対象として、データの保有・管理を行う者が当該データに対してのアクセスを認めていない者に対して、アクセスを認めていない者がデータを取得やアクセスすることを防止したいとの、データを保有・管理する者の意思について一定の認識ができる状態となっているデータ等を対象とする。

データの保護対象として、あらゆるデータを保護することになると、保護すべきデータの外縁が不明となり、第三者が意図せずに、保護に対する侵害行為を行うおそれがあり、あまりに広範なものを対象とすることは適切でない。少なくとも、外見上に保護対象となるデータを認識することが必要であり、一定の管理が認識されるものであることが必要である。また、保護を与えるためには、一定の自助努力が必要であり、そのためにも、例えば下記の事例のように、一定以上の技術水準の保護を施していることを要件とすることも考えられる。

(例)

- ①データに対して、暗号化を施したり（特定の機器・ソフトウェアでしか反応しない状態とすることを含む）、パスワードによるロックを掛けるなどのプロテクトを施した上で、一定の条件を満たした者に対してしか閲覧させないようにしつつ、一般に閲覧可能なHPにアップしたデータ
- ②データに対して、暗号化を施したり（特定の機器・ソフトウェアでしか反応しない状態とすることを含む）、パスワードによるロックを掛けるなどのプロテクトを施した上で、複製禁止と明記した上で、一般に販売されたデータ
- ③データがアップされているHPへのアクセスにあたってID／パスワードが必要となるものの、課金を支払い会員となれば誰でもID／パスワードを入手できるHPにアップされているデータ
- ④オープンソースの提供者やデータを預かる（保存する）者が当該データを取得・利用・アクセスしないことを利用者が認識し、利用にあたってID／パスワード等を設定した上で、オープンソースの利用、預託（保存）したデータ（秘密保持の契約等によっては、営業秘密として保護され得る）

○データ収集等への投資

<方向性>

データの不正利用等を規制するにあたっては、データの保護対象として、収集、整備等に係る一定の費用、労力、知恵等を投入したこと等を考慮する。

民法709条による損害賠償請求を認めた翼システム事件や読売オンライン事件（1. 1（5））においても、他人の法的保護に値する営業活動上の利益の侵害認定の際に、「人が費用や労力をかけて情報を収集、整理していること」や「相応の苦労・工夫により作成されたもの」であったことを考慮したことなどを踏まえ、新たに不正競争行為として差止請求権により保護すべきデータの不正利用等の検討にあたっては、一定の費用等を投入したことなどを考慮し、その時点での価値等が損害賠償額などにも適切に反映されるよう検討する。

○データの有用性

<方向性>

保護すべきデータの範囲を画するにあたり、一定の「有用性」を有することを要件とする。

営業秘密においては、『『有用性』の要件は、公序良俗に反する内容の情報（脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な情報）など、秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護することに主眼があるといえる。』とされている⁶。

データの保護にあたっては、公序良俗に反する内容の情報は保護対象から除外し、広く商業的価値が認められる情報を保護することが適切であると考えられる。

○データの性質

<方向性>

- ・保護すべきデータとして、データ自体が単体、集合物であることを問わず、保護対象とする。
- ・まずは、電子データを念頭において検討する。

データが単体であっても、その単体のデータを取得するにあたって大きな労力を費やしたものであって、取得者の競争力の源泉となり得るものであれば保護することが適切であり、保護すべきデータとして、単体、集合物間わ

⁶ 営業秘密管理指針 経済産業省（平成27年1月28日全部改訂）

ず、法的保護対象とすることが適切であると考えられる。

また、情報は紙媒体と電子媒体の二種類の形で存在することが考えられるところ、本検討が第四次産業革命においてデータの利活用を進めるとの文脈から開始されていることに鑑みれば、電子データをまず念頭において検討することが適切と考えられる。

○その他の観点

<方向性>

その他、保護すべきデータを検討するにあたって、以下の点を考慮することが考えられる。

- ・ 事業に実際に利用しているデータを保護対象とする。
- ・ 公知情報を集めたデータであっても収集したことで一定の価値を有するデータは保護対象とする。
- ・ 営業行為を行わない個人のデータについては保護対象外とする。

翼システム事件（１．１（５））における法的保護に値する利益の侵害認定の際に、「データベースを製造販売することで営業活動を行っていること」を考慮したことを踏まえ、保護すべきデータの認定にあたっては、実際に利用しているデータを保護対象とすることが考えられる。

また、公知情報を集めたデータであっても、収集することで一定の価値を生み出すものであれば保護することが適切と考えられる。

営業行為を行わない者が有するデータについては、一定の保護すべき事情は存在するものの、あくまで不正競争行為とは認められないことから、法の保護対象外とすることが適当と考えられる。

（iii）救済措置

<方向性>

- ・ 不正競争行為に対する救済措置として、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置等の民事措置を設ける。
- ・ 刑事措置については、今後の状況の変化等を踏まえて慎重に検討する。

不正競争防止法は、私権の保護と競争秩序の維持という公益の保護の双方の側面を持つ、二元構造であると考えられる。つまり、

- ①民事的規定については、直接的には私益（営業上の利益）を保護するため、特定の不正競争行為によって営業上の利益を害されるおそれのある者に対して差止め等の請求権を認め、これを通じて間接的に競争秩序の維持を図る（公益の保護）ことを目的としているのに対し、
- ②刑事罰規定については、競争秩序の維持、消費者の保護を図る（公益の

保護) ことを直接の目的としている。

以上のような二元構造を持つのは、制定当初の不正競争防止法が、私益保護を法目的としていたのに対し、その後の昭和25年改正によって刑罰規定が導入されたことに伴い、公法的な性格を有することとなったためである。

これまでの改正の経緯において、各不正競争行為の類型に刑罰規定が設けられたのは、経済社会の発展に伴って、当該類型に係る営業上の利益について社会的な重要性が高まり、単に私権として保護するだけでは不十分であるとの政策判断が行われた結果による。

現在の運用では、データの不正取得等の行為については刑法、不正アクセス禁止法等によって処罰する等、財産犯として不正な行為の一定の部分が刑罰の対象となり得る。また、このような現行法制の下において、データの不正取得・使用・提供行為それ自体を新たに刑罰の対象とする場合には、まずその必要性をはじめとして、これらの新しく定められる罪と前記刑法等に定める既存の罪との関係及び法定刑の均衡等も問題となり得ると考えられる。

更には、営業秘密小委の委員からの意見においても、まずは民事措置が導入された上で、自己による適切な管理の認識を高めつつ、その後の状況の変化に応じて刑事罰が導入されることが一般的との意見も頂いたところである。

したがって、こうした行為に対する民事措置を設けることで、まずは私権の保護を図ることが適切であると考えられる。その上で、これらの行為に対する刑事措置の在り方については、上記問題点を含めて、不正競争の防止という観点から、慎重に検討する必要があると考えられる。

また、何を差止措置の対象とするのかについても、不正なデータの使用により生じた物を差止めの対象とする必要があるかなど、営業秘密としての保護との対比も含めた検討も必要である。

2. データ利活用に係る営業秘密保護関連の課題

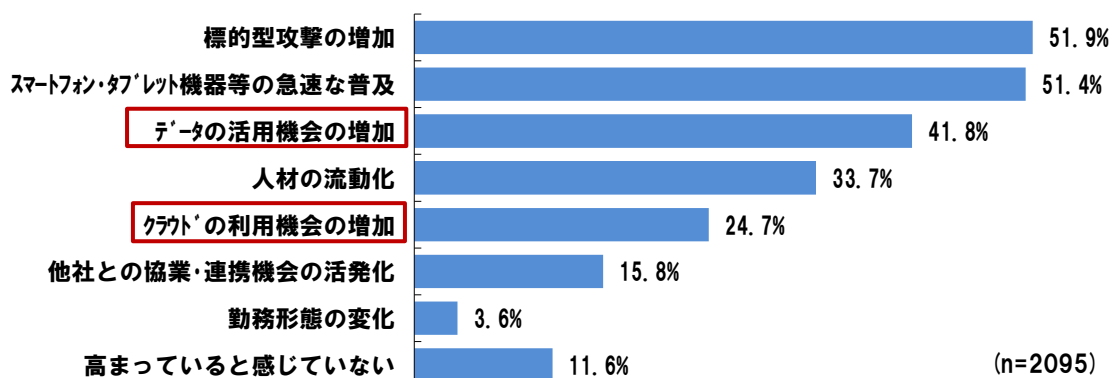
2. 1 データ利活用に係る営業秘密管理の現状

(1) データ利活用を背景とした営業秘密管理をとりまく現状

データ利活用に関する企業アンケートでは、データを利用する際のデータ活用形態として、特定の者のみで秘密保持契約を結んでいる情報を共有する形態があげられている（1. 1 (2) ウ）。ここで挙げられた情報は、営業秘密として適切に管理することで不正競争防止法上の法的保護を受けることができるものである。

また、平成29年3月17日に公表した「企業における営業秘密管理に関する実態調査（経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）において実施）」⁷においては、直近5年で営業秘密の漏えいリスクを感じる社会的動向として、回答企業（2,095社）の41.8%が「データ活用機会の増加」を、24.7%が「クラウドの利用機会の増加」を挙げており⁸、また、ビッグデータ活用やAI進展を背景とした営業秘密の管理状況では、回答企業の約3割が「営業秘密と捉えて管理したいができていない」と回答するなど、データ利活用の進展という新たな情報の流通形態を背景に、営業秘密管理の重要性が高まっていることがうかがえる。

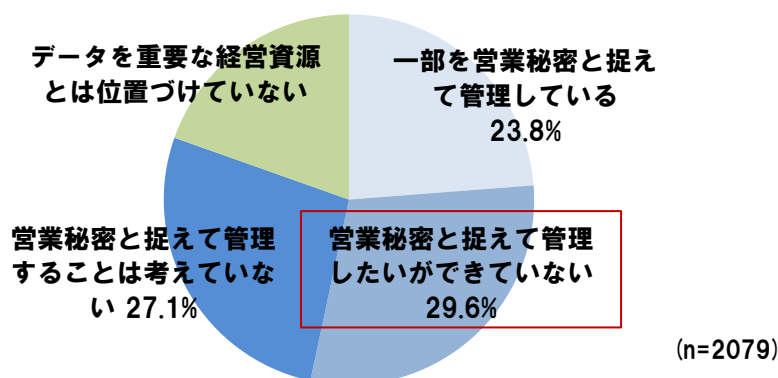
【直近5年程度で営業秘密の漏えいリスクの高まりを感じる社会動向の変化】



⁷ 企業における漏えいの実態や営業秘密の管理に係る対策状況を図るために実施したアンケート（経済産業省 HP: <http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170317004/20170317004.html>, IPA HP: https://www.ipa.go.jp/security/fy28/reports/ts_kanri/)

⁸ ビッグデータ活用によりクラウド利用機会が増加していると思われる。

【クラウド化の進展に伴うビッグデータ化、A I 技術の進展によるデータ利活用を背景とした営業秘密の管理状況】



(2) データ利活用を背景とした営業秘密管理に関する、営業秘密小委及び産業界等から得られた主な意見

営業秘密として保護される情報は、秘密管理性、有用性、非公知性（営業秘密の三要件）を満たすことが必要である（不正競争防止法2条6項）ところ、ビッグデータ、A I の活用といった第四次産業革命の進展を背景として情報活用形態が多様化する状況を踏まえ、営業秘密の三要件に該当するための管理の在り方等について、営業秘密小委及び産業界・有識者等から以下のとおり意見が出された。

<秘密管理性>

a) 秘密管理性

(営業秘密小委における意見)

- ・ビッグデータの活用を考える際には、生データからA I で学習させた結果として導かれる情報まで様々な段階のものが存在する。例えば生データについては、クラウドで管理したり分散管理したりと、管理形態も多様化している。これら多様化する管理形態で企業が情報を営業秘密として管理する場合の秘密管理性を充足する措置について、明確にして欲しい。
- ・A I が進んでくると、社内の大事なデータを自社内だけで解析を行うことが難しくなり、外部の信頼できるところで委託する場面が増えてくる。まずは、現状の営業秘密として保護され得る範囲を、契約も含めて明確にすることが大事。
- ・特定の者でのみ共有して秘密保持契約を結んでいる情報は、営業秘密として保護される情報だと考えている。また、コンソーシアムを形成して情報

を出し合って共有している場合も、コンソーシアム内で利用規約を作ってコンソーシアム外の者に提供しない旨を合意しているのであれば、秘密管理性も非公知性もあると考えられるので営業秘密として保護できると考えている。

- ・秘密保持契約を結んでいる情報などは、営業秘密の要件を満たすのだからということを営業秘密管理指針の補足等々で明確化すべき。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・特定の者のみに提供しているデータの場合は、守秘義務をかけていれば営業秘密として保護できるのではないかと考えている。

b) 営業秘密として管理したい情報

(企業ヒアリング等における意見)

- ・工場機器稼働データについては、データ提供者、センサー提供者、ソリューション提供者の間で秘密保持契約書を締結して営業秘密として保護したいと考えている。
- ・工場労働者の行動データを利用し効率的な工場システムソリューションの提供及び製品開発に活用しているが、これらの情報は営業秘密として保護したいと考えている。
- ・AI学習済みモデル搭載アプリについては、営業秘密として保護したいと考えている。
- ・電子マネーカードから得られるデータは営業秘密として保護したいと考えている。
- ・患者の画像データを集めているが、提供側の病院との秘密保持契約の下、営業秘密として保護したいと考えている。

<有用性>

(企業ヒアリング等における意見)

- ・自社製品の不具合情報や製品事故情報なども、今後の製品開発に役立つ情報だと考えているが、こういったネガティブな情報が含まれるデータについては、有用性の要件を満たすのか不明であり、営業秘密として保護できないのではないかと不安に感じている。
- ・ネガティブデータであっても、事業上有用であれば、有用性を満たすことにそれほど争いはないと考えられる。

<非公知性>

(企業ヒアリング等における意見)

- ・学習用データとして用いるデータが公知の場合、当該学習用データが非公知性を満たすか疑問である。
- ・学習用データとして、公知のデータを利用している場合に、当該学習用データを保護する必要性は薄いと考えられる。

上記意見を踏まえ、営業秘密小委においては、必要に応じて「営業秘密管理指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」に有効と考えられる対策や考え方を盛り込むことが重要であることが確認された。

2. 2 データ利活用に係る営業秘密保護に関する検討の視点

(1) 多様な情報管理形態に対応した秘密管理性確保のための措置

工場の機器の稼働データ、人の行動データ等、膨大なデータ量を効率的に収集・分析するためには、データ提供者、分析者といった複数者でデータを共有したり、データを外部のクラウドで管理することが想定されるが、これらのデータについて営業秘密として法的保護を受けるため、又は漏えいを未然に防止するために有効な対策や考え方を明確にすることが必要であると考えられる。

(2) 学習用データ等で活用するデータの有用性、非公知性の考え方

AI 学習用のデータセットには、異常を検知した際のデータを利用することが考えられるが、このようなデータの有用性要件の該当性に関する考え方についても明確にすることが必要であると考えられる。

また、学習用データセットには公知データを利用することも考えられるが、一部公知データが含まれているからといって、直ちに非公知性が失われる訳ではないため、この点の考え方を整理しておく必要があると考えられる。

2. 3 データ利活用に係る営業秘密保護に関する今後の対応

＜方向性＞

第四次産業革命に対応した適切な営業秘密の保護を図るため、営業秘密管理指針・秘密情報の保護ハンドブックに、法的保護を得るための条件、情報漏えい防止のための適切な管理の在り方に関する記載を充実させることを検討する。

第四次産業革命の進展に伴い、情報の相互利用の拡大によって新たな情報の流通形態が生み出され、営業秘密の保護・管理もそれに対応するものとする。

る必要がある。そのための法的保護が得られるための条件、適切な管理の在り方を示していくことが重要と考えられる。

3. データに係るトレーサビリティについて

3. 1 データに係るトレーサビリティの現状

(1) 権利管理情報を取りまく現状

コンテンツ産業の進展に伴い、電子透かしをはじめ、情報の管理・取扱いのために付与される権利管理情報は、今後増えていくことが想定される。コンテンツ保護の観点から、こうしたコンテンツ等の著作物に付与する権利管理情報は著作権法で保護されており、この権利管理情報を削除したり、改変したりする行為は規制されているが、著作権とは認められない「データ」に付与する権利管理情報については保護されていない現状がある。

(2) 著作権法上の保護

○著作権法上の保護

著作権法上、著作物に付与される権利管理情報について、改変等（虚偽の権利管理情報の付与、改変、削除）若しくは、当該改変等を行った著作物の複製を、情を知って頒布等する行為を規制している。

○著作権法における権利管理情報に係る規定導入時の整理⁹

- ・ 権利管理情報の実態
 - － 違法利用の発見のための利用
 - － 自動的な権利処理ための利用
- ・ 保護の必要性
 - － 権利管理情報が除去されてしまうと、インターネット上の違法利用を発見することが著しく困難になる。
 - － 権利管理情報が改変されてしまうことで自動的な権利処理が誤って行われ、著作権者が多大な損害を被ることが予想される。

(3) トレーサビリティに関する営業秘密小委及び産業界等から得られた主な意見

(営業秘密小委における主な意見)

- ・ トレーサビリティの関係は、個人情報もトレースできてしまうという問題があるのでその点も考慮に入れるべき。

⁹ 文化庁長官官房著作権課内著作権法令研究会・通商産業省知的財産政策室編「著作権法・不正競争防止法改正解説 デジタル・コンテンツの法的保護」（平成11年12月）

- ・電子透かしはカメラマンなどの著作権者の了解を取って外すこともあるが、こういった行為は規制の対象としないように考慮頂きたい。
- ・著作物と異なり、管理情報を除去等したことにより、ただちに、権利のあるものの利用が阻害され、または侵害が助長されるとの推定は必ずしも働かないため、単に著作物についての権利管理情報の規制をコピーすることは妥当ではない。
- ・権限を有する者との合意に基づき管理情報に変更等を施した上でデータを提供するような場合については規制されないようにするなど、データの利活用を阻害したり萎縮したりすることのないような配慮が必要である。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・これまでデータ化されなかったものについてもデータ化されるようになり、このデータが外部に漏れると企業の強みが失われる。データの特定のためのタグ付け等の対策が必要。
- ・生データについて、データベース化したものについてデータの譲渡先から漏れ出した場合には法的措置を設けるべき。そのためにトレーサビリティも重要。
- ・データに付けられたタグを消去・改変する行為への対処規定を不正競争防止法に規定してもよいのではないか。
- ・タグ外し行為のみを取り出して規制すべきとまではいえないのではないか。ニーズの把握は必要。
- ・ニーズの判断においては、データの利活用に伴うトレーサビリティの利用にまず限定して議論すべき。

3. 2 トレーサビリティに関する検討の視点

検討にあたっては以下の点に留意する必要がある。

(1) 適切なニーズを踏まえた制度検討

前述の企業ヒアリング等における意見において、具体的なニーズの有無についての把握が必要との意見があり、当該意見を踏まえ、検討していくことが重要であると考えられる。

(2) 取引実態を踏まえた保護範囲の設定

営業秘密小委の委員からの意見において、ユーザーからの要望に応える形で管理情報の取り外しなど、正当と考えられる行為に及ばないよう考慮すべき

との意見があり、当該意見を踏まえ、例えば不正な目的による管理情報を除去・改変等する場合に限定するような制度の構築が重要であると考えられる。

3. 3 トレーサビリティに関する今後の対応

○総論

<方向性>

著作権の対象とならない情報に付与される管理情報について、ニーズをまずは調査した上で、ニーズがあると認められれば保護する方向で検討する。

データの不正利用に伴うネットワーク上の拡散を防止するにあたって、効果的なデータトレーサビリティを可能とするために、一定の管理情報（データ管理情報）を用いて流通させることが今後進むことが想定され、そうした状況に対応するために、適切にデータ管理情報を保護することが適切である。

今後、ニーズを調査し、必要に応じて保護するための制度導入の是非について引き続き検討を行う。

○規制する行為

<方向性>

ニーズに応じて、データ管理情報を削除、改変等した上で、第三者に当該データを提供する行為を規制する方向で検討する。

営業秘密小委の委員からの意見において、正当な行為としてのデータ管理情報の除去行為を規制することに懸念が示されており、まずは、図利加害目的等の不正な目的でデータ管理情報を削除等した上で、第三者に当該データを提供する行為を規制することが適切と考えられる。この点についてもニーズを調査した上で検討を進める。

○救済措置

<方向性>

- ・不正競争行為に対する救済措置として、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置等の民事措置を設けることを検討する。
- ・刑事措置については、今後の状況の変化等を踏まえて引き続き検討する。

上記行為に対する民事措置、刑事措置については、「1. 3 データ保護制度に関する今後の対応」と同様に、まずは、民事措置を設け、引き続き刑事措置の在り方については、不正競争の防止という観点から、慎重に検討することが適切と考えられる。

第二章 情報の不正利用を防止する技術の保護の在り方について

1. 技術的制限手段による保護の対象について

1. 1 技術的制限手段の現状

(1) 技術的制限手段を付したデータの現状

近年のデータ流通量については、第一章 1. 1 (1) で述べたとおり増大がするものと想定され、今後、様々なデータがデータ市場等を介して共有されることが見込まれており、データ流通の安全性を確保する手段として、データに対し、技術的な制限を施した上で第三者に提供するといった取引が増加することが考えられる。

しかしながら、現行の不正競争防止法における技術的制限手段の保護に関する規制は、平成 11 年の当該規律導入時における技術的制限手段を巡る法規制の在り方としては必要最小限の規制内容にとどめるとの基本原則¹⁰を踏まえ、立法当時の限定的な要求に応えたものに過ぎず、現在の様々な技術上の制限手段に対し、必ずしも適切かつ十分な保護がなされていないとの指摘がある。

(2) データの第三者提供の事例

(データ提供活用事例)

○自動車走行データの提供

車両から収集した走行データ等に暗号化を施し、個人特定されないよう匿名加工を行った上でデータセンターに集積し、データ解析を行い、緊急通報サービス、盗難追跡サービス、先読み情報サービスなど、品質や安全性、快適性の向上のために活用している。

○A I 学習用のデータセットの提供

A I の強化学習を行うために、暗号化などを施した上で画像データや言語データの提供・共有が行われている。(これらは、映像、文字、図形、音などのデータではあるが、視聴を目的とするのではなく、計算機等による分析などを目的としている。)

¹⁰ 産業構造審議会知的財産政策部会デジタルコンテンツ小委員会及び情報産業部会基本問題小委員会デジタルコンテンツ分科会合同会議報告書「コンテンツ取引の安定化・活性化に向けた取り組みについて」(平成 11 年 2 月)

(技術的手段の事例)

○製品用ダウンロードデータの提供

製品の追加アプリケーションに内蔵されるデータについて、当該データ等特殊なフォーマットとして提供することで、専用のソフトウェアでしか読み出せない形式で、データを提供している。

○企業間データのインターネット通信による提供

インターネット通信を使用したデータの提供において、SSL-TLS 通信をベースとして、さらに必要に応じて電子証明書を利用しながら、データを提供している。

○記録媒体に保存したデータの提供

相手方にデータを提供する際に、データ暗号化ソフトで保護した記録媒体（CD）を提供することも検討。（現状では、提供先が当該ソフトを所有していない場合が多く、パスワード付き ZIP ファイルの形式で記録媒体を提供している。）

(3) 現行法の整理

○現行の不正競争防止法における整理（※1）

対象	定義	制限している行為
映像	「映像」「文字」「図形」など、人が視覚により感知するもの（※2）	視聴 記録（コピー）
音	「音楽」「音響」など、人が聴覚により感知するもの（※2）	視聴 記録
プログラム	電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（※3） 電子計算機に対する指令の組合せがなく、単なるデータファイルはプログラムではない（※4）	実行 記録

※1 不正競争防止法2条7項

※2 経済産業省知的財産政策室編 「逐条解説 不正競争防止法」（平成28年12月）

※3 不正競争防止法2条8項

※4 東京高判平成4年3月31日「IBFファイル事件」（著作権におけるプログラムの判断事例）



※ コンテンツ（映像、音、プログラム）とデータの位置づけのイメージ

（留意点）

- ①文字データ、音データについては、当該データの想定される利用の形態が「視聴」ではなく、「電子計算機等による分析等」を前提として、技術的な制限を施している実態があるが、現行法上の保護の対象外となっていると考えられる。
- ②技術的な制限を施す前の段階で、視覚、聴覚により認識できないデータは、映像、音に含まれない。

○他法による保護の可能性

- ・著作権法（2条1項20号、120条の2）
著作権法上の権利が認められないデータに関しては、当該データに係る技術的保護手段について、それを無効化する行為は規制の対象とはならない。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（2条4項）
ウェブサービス等により提供するデータについては、オンライン認証を無効化してサービスにアクセスする行為等は禁止され得る。

1. 2 技術的制限手段による保護対象に関する検討の視点

検討にあたっては以下の点に留意する必要がある。

（1）適切なニーズを踏まえた制度検討

営業秘密小委の委員からの意見において、現行法の条文は立法当時の限定的なニーズに応えたものと理解しており、時代に即した見直しが必要との意見があり、当該意見を踏まえ、ニーズを把握した上で検討していくことが重要であると考えられる。

(2) 取引実態を踏まえた保護範囲の設定

営業秘密小委の委員からの意見において、保護対象を「データ」とだけ特定すると、広範なものとなってしまう、対象が不明確になるとの意見がある一方で、幅広い文言をもって対応が後追いにならないような法改正をすべきとの意見があり、当該意見を踏まえると、対象を広くしすぎることなく、なおかつ、技術の進歩にあった範囲でデータとして適切な対象を保護対象とすることが重要であると考えられる。

1. 3 技術的制限手段による保護対象に関する今後の対応

○「データ」を保護対象として追加することについて

<方向性>

- ・「影像」、「音」について、分析等「視聴」以外の利用を制限するために施される技術的な制限手段を保護対象として必要に応じて追加する。
- ・人が視覚・聴覚で感知できないデータの利用を制限する手段の保護に関しては、必要に応じ検討する。

今後の一層のデータ流通を考慮すると、データを技術的に保護した態様での取引が増えると考えられ、保護技術を施したデータを適切に守る必要があると考えられる。現状のニーズを踏まえた上で、規制導入当初の趣旨に基づき、通常の流通の妨げないような保護を与えることが適切であると考えられる。

○技術的制限手段による保護対象の範囲

<方向性>

技術的制限手段による保護対象の範囲としてどのようなデータとすべきかについて、技術的制限手段のユーザーに対しニーズ調査を行いつつ検討していく。

委員等の意見において、あらゆるデータを対象とすると、広範なデータが対象となり、保護範囲が不明確になる、との指摘があり、ニーズを踏まえた上で所定の範囲のデータを対象とすることが適切であると考えられる。

○技術的制限手段を無効化した上で利用等する行為の規制

<方向性>

技術的制限手段を無効化した上で利用等する行為の規制については、必要に応じ検討する。

技術的制限手段を無効化した上で利用等する行為の規制については、必要に応じ検討する。なお、検討にあたっては、第一章1. 3 (2) (i) における悪質性の高い行為と考えられる場面もあるため、第一章におけるデータの保護範囲の議論と本論点とを関連づけて行う。

○救済措置

<方向性>

不正競争行為に対する救済措置として、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置等の民事措置及び刑事措置を設ける。

今般追加を検討する「視聴」、「実行」以外の「利用」の制限を行う技術的制限手段を無効化する装置等の提供等行為、「映像」、「音」、「プログラム」に含まれない「データ」を技術的制限手段の保護対象とする技術的制限手段を無効化する装置等の提供等行為については、現行の技術的制限手段の無効化する装置等の提供等行為に対する規制と比して、私権保護及び公益保護の観点からの保護の重要性は同等であって、民事措置及び刑事措置を設けることが適切であると考えられる。

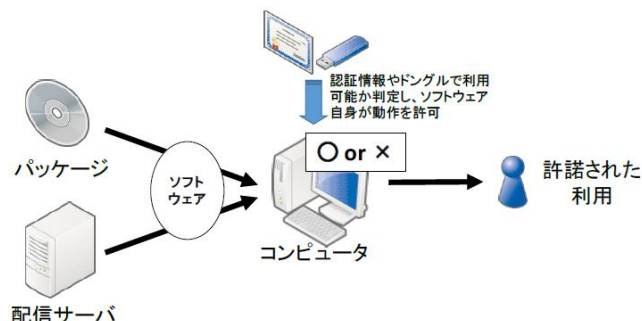
2. 技術的制限手段の対象の明確化について

2. 1 アクティベーション方式を用いた技術の現状

(1) アクティベーション方式の概要

○アクティベーション方式とは

ユーザーがソフトウェアをダウンロードする際に、ソフトウェアが未認証の状態であれば、使用期間や機能にロックがかかる。その後ユーザーが課金の支払い等を行い正規のユーザーとして認証された後に電子メール等で送信されてくるシリアル番号等を決まった方式で入力することで、認証がなされ、ソフトウェアの使用が可能となる方式。



※平成27年度産業経済研究委託事業「コンテンツ保護の技術的手段に係る法律制度及び技術動向等に関する調査研究」（平成28年3月）¹¹より抜粋

<アクティベーション方式の活用例>

- ・ウイルスパターンが定期的に更新されるアンチウイルスソフト
- ・PCソフトウェアの試用版を製品版へと切り替える際のオンライン認証
- ・ゲームソフトのダウンロードコンテンツ（アンロック方式）
- ・スマートフォンのゲームアプリ など

(2) アクティベーション方式に係る課題

インターネットオークションを中心に、ライセンス認証システムを回避するプロダクトキーやクラックプログラムが多数販売されている。これらは、利用権限がないにもかかわらず不正にソフトウェアを利用できるようにするものであり、インターネットオークションへの出品数は、少なくとも、1ヶ月間あたり数千件～数万件に及ぶと言われている。

¹¹ http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000189.pdf

ソフトウェア権利者の意見によると、クラックプログラムの販売に関して不正競争防止法違反として、捜査機関でも捜査がなされ、一部案件については捜査・起訴を経るなどしてこれを認める判決が出ている（下記参考のとおり）ものの、他方で警察からは不正競争防止法の技術的制限手段の規定（２条７項）における、「ともに」の解釈等につき疑義が示され、警察／検察庁により起訴に至らないケースが多発しており（少なくとも、平成２６年９月から平成２９年３月までの間で、明確に認識されているだけで１０件中６件）、こういったケースでは不正なソフトウェアの改ざんや利用の行為が放置される結果となっている。

【（参考）アクティベーション方式に係る事件（第８回営業秘密小委：資料６）】

（刑事事件）

１．福井簡易裁判所 略式命令¹²

罰金５０万円

- －平成２６年１０月１５日、福井簡易裁判所は、不正競争防止法違反で５０万円の罰金刑を科す略式命令
- －試用版につき、ライセンス認証を回避させ、不正なプロダクトＩＤをユーザーパソコン内に偽造・偽装することで、使用期間や機能制限のない製品版プログラムとしての実行を可能にするクラックプログラムを提供した事例

２．宇都宮地方裁判所 判決¹³

懲役１年６月（執行猶予３年）、罰金５０万円を併科

- －平成２６年１２月５日、宇都宮地方裁判所が、クラックプログラム販売に対して不正競争防止法違反を認め、懲役１年６月（執行猶予３年）、罰金５０万円併科の有罪判決
- －ウェブサイト上に、試用版プログラムのライセンス認証システムによる認証を回避する目的でクラックプログラムを提供

３．神戸地方裁判所 判決¹⁴

懲役２年（執行猶予５年）、罰金２００万円を併科

- －平成２７年９月８日、神戸地方裁判所が、クラックプログラム提供者に対して、不正競争防止法を適用して、懲役２年（執行猶予５年）、罰金２００万円併科の有罪判決

¹² <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20141017/>

¹³ <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20141205/>

¹⁴ <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20150915/>

4. 長崎地方裁判所 判決¹⁵

懲役2年（執行猶予4年）、罰金100万円を併科

- ー平成28年1月12日、長崎地方裁判所が、インターネットオークションでのクラックプログラムの提供が不正競争防止法の禁止する不正競争に当たるとして懲役2年（執行猶予4年）、罰金100万円を併科する有罪判決

（民事事件）

1. 大阪地方裁判所（26部 知財専門部）平成28年12月26日判決

- ー平成27年9月に神戸地方裁判所が男性に対して判決を下した刑事事件の後、同男性に対してクラックプログラムの提供が不正競争行為（技術的制限手段の回避）に該当するとして、不正競争防止法4条に基づき損害賠償請求したもの
- ー神戸地裁の刑事判決と同様、クラックプログラムの提供が不正競争防止法の禁止する不正競争に当たると判断した上で、原告の損害賠償請求を認めた判決
- ー不正競争該当性に関しては、「原告製品の実行は、原告製品のライセンス取得者以外の者に原告製品の実行をさせないために営業上用いている技術的制限手段であるライセンス認証システムにより制限されていた」と認定した上、「被告は、原告製品の実行を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する被告プログラムを電気通信回線を通じて提供し、平成27年法律第54号による改正前の不正競争防止法2条1項11号・・・所定の不正競争を行」ったとの判断がなされた。
- ー損害賠償請求に関しては、「被告の行為によって、原告の営業上の利益が侵害されたと認められる」とした上で、原告が被った損害額について、「原告は被告の行為によって、被告プログラムの販売数量（ダウンロード数）に相当する数量の原告製品を販売する機会を失ったと認められる」と判断
- ー口頭弁論に被告が欠席し、かつ書面も提出しなかったため、請求原因事実に関して自白が成立したことに基づく判断がなされたもの

2. 2 技術的制限手段の対象の明確化に関する検討の視点

検討にあたっては以下の点に留意する必要がある。

（1）定義の拡張の範囲について

営業秘密小委の委員からの意見において、「ともに」の文言について、様々

¹⁵ <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20160128/>

な表現の見直し方法はあるが、少なくとも条文上明確に読めるように規定すべきとの意見があり、当該意見を踏まえ、適切な法的手当について検討していくことが重要であると考えられる。

（２）保護範囲と利活用のバランスについて

営業秘密小委の委員からの意見において、保護と利活用のバランスが重要との意見や、現行法での適法／違法の整理や、技術的な対応の可否に応じて立法の要否を判断すべきとの意見があり、これらの意見を踏まえつつ、他方で、平成11年改正時と同様、問題解決のための市場ルール作りがかえってコンテンツ提供者の利益や利用者の利便性を損なったり、情報技術の進展を阻害したりすることのないよう、取引コストの低減と取引形態の多様性を確保すること及び技術開発への悪影響を最小限とすることに配慮しながら、現状問題と考えられる点に対し適切に対処していくことが重要であると考えられる。

2. 3 技術的制限手段の対象の明確化に関する今後の対応

○技術的制限手段の対象の明確化

＜方向性＞

アクティベーション方式等に係る技術的手段について、技術的制限手段の定義に含まれることを明確化する。

コンテンツの不正利用を防止するためには、技術の進歩に応じて、コンテンツを保護するための技術的制限手段を無効化する装置の提供を効果的に抑止する必要がある。

今般はニーズとして挙げられたアクティベーション方式について、技術的制限手段の定義に含まれることが明確化されるよう所定の措置を設ける方向で検討する。

その他の方式による技術的な保護手段については、問題等の実態を踏まえた上で、引き続き見直しの方向性も含めて検討を行う。

3. 技術的制限手段の無効化に関連するサービスについて

3. 1 技術的制限手段の無効化に関連するサービスの現状

(1) 技術的制限手段の無効化に関連するサービスの現状

現行の不正競争防止法では、技術的制限手段を無効化する装置等の提供行為については、「不正競争」と規定している一方で（同法2条1項11号及び12号）、無効化サービスの提供行為自体については規制対象としてない。

これは、平成11年の当該規制導入時に、成長の著しいコンテンツ提供事業における不正な取引を防止するための必要最小限の規制を導入するという観点から、規制の対象となり得る行為のうち、実態が存在する無効化装置等の提供行為の規律だけにまずはとどめ、規律すべき実態が出てきたところで、無効化サービスの提供行為について規制の在り方を検討すべきと整理されたためである¹⁶。

近年、技術的制限手段を無効化するための機能を発現させるための装置やプログラム等の導入に関して、特殊な機能を有する装置や特別な知識を要する場合があることから、個人の利用者に代わって行う事業者が出現しているとして、当該無効化サービスの提供行為について規制する必要性について指摘がなされているところである。

(2) 対象サービスの整理

技術的制限手段の無効化サービスの代表的なものとして、以下の4種類が考えられる。

対象サービス（事例）	過去の検討
①訪問型サービス ユーザーを訪問して行う装置の改造や、インターネットのリモートアクセスによるプログラムの実装など技術的制限手段の無効化を可能とするサービスを提供している	なし
②店舗型サービス 店舗等において、技術的制限手段を無効化した機器を利用し、機器の	なし

¹⁶ 「著作権法・不正競争防止法改正解説 デジタル・コンテンツの法的保護」文化庁長官官房著作権課内著作権法令研究会・通商産業省知的財産政策室編（平成11年）

利用やコンテンツの視聴等のサービスを提供している	
③改造サービス ユーザーからゲーム機を預かり、海賊版ゲームを起動できるように、装置やプログラムを実装する改造を行い、返還するサービスの提供をしている	改造後の機器が技術的制限手段無効化装置等と評価される場合には、当該装置等の提供行為（譲渡又は引き渡し）に該当することとなり、当該装置等の提供行為に係る規制により捕捉することが可能。（※１）
④情報提供サービス 技術的制限手段の無効化を可能とするマニュアルを提供している	無効化のためのノウハウなどの情報提供について、情報提供一般に対する規制につながることであり、相当に慎重な検討が必要である。（※１）（※２）

※１ 産業構造審議会知的財産政策部会「技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会」報告書（平成２３年２月）

※２ 文化庁長官官房著作権課内著作権法令研究会・通商産業省知的財産政策室編「著作権法・不正競争防止法改正解説 デジタル・コンテンツの法的保護」（平成１１年１２月）

3. 2 無効化に関連するサービスに関する検討の視点

検討にあたっては以下の点に留意する必要がある。

（１）適切なニーズを踏まえた制度検討

技術的制限手段の無効化サービス提供行為の規制に対し、ヒアリング等を通して、規制に関しては賛同の意見が多いものの、具体的にどのような行為を規制すべきかについては、引き続き、ニーズを踏まえ検討していくことが重要であると考えられる。

（２）現行法における整理及び留意点

技術的制限手段の無効化サービスの検討にあたっては、以下のとおり現行法でも規制され得る行為もあるところ、現行法における整理を把握し、過去の検討経緯も踏まえた上で、更なる規制の必要性について検討していくことが重要であると考えられる。

＜各対象サービスに関する現行法上の整理及び留意点＞

①訪問型サービス

ユーザーを訪問して行うゲーム機の改造や、インターネットのリモートアクセスによりプログラムの実装などを行う、不正改造サービスを代表的なものとして想定。

(現行法の規制)

- ・ゲーム訪問（リモートアクセス含む）による不正改造：規制なし
- ・B-C-A-S不正改造サービス：著作権法120条の2（2号）、刑法161条の2（1項、3項）

②店舗型サービス

正規の利用許諾を得ていないビジネスソフトをインストールしたパソコンの利用できる環境を提供しているネットカフェを代表的なものとして想定。

(現行法の規制)

- ・不正ソフト提供ネットカフェ：著作権法21条（複製権）
- ・有料放送提供店舗：著作権法22条の2（上映権）
- ・不正改造ゲームバー：著作権法22条の2（上映権）

③改造サービス

ユーザーからゲーム機を預かり、海賊版ゲームを起動できるように、装置やプログラムを実装する改造を行い、返還するサービスを代表的なものとして想定。

(過去の検討)

改造後の機器が技術的制限手段無効化装置等と評価される場合には、当該装置等の提供行為（譲渡又は引き渡し）に該当することとなり、当該装置等の提供行為に係る規制により捕捉することが可能。

(現行法の規制)

不正競争防止法2条1項11号、12号

④情報提供サービス

技術的制限手段の無効化を可能とするマニュアルを提供するサービスを代表的なものとして想定。

(過去の検討)

情報提供サービスについては、表現の自由との関係で慎重に検討すべきとの意見もあったところ、過去の議論を踏まえた上で、規制すべき事情等があれば、事例を踏まえて慎重に検討する（例えば、プロダクトキーのネットオークションでの販売等）。【3. 1（2）参照】

3. 3 技術的制限手段の無効化に関連するサービスに関する今後

の対応

○技術的制限手段の無効化に関連するサービスの規制について

＜方向性＞

- ・技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為を、必要に応じて不正競争行為とする。
- ・無効化を可能とする情報を単に提供するだけのサービスに関しては、規制についてのニーズの把握に努めつつ、引き続き、慎重に検討する。
- ・ただし、悪質な行為（※）を伴う、技術的制限手段を無効化する方法を教えるサービスについては、必要に応じ検討する。
- ・技術的制限手段を無効化した上で利用等する行為の規制については、必要に応じ検討する。

技術的制限手段を無効化するサービスの形態として先に挙げたようにいくつかの類型が考えられるところ、十分な規制が設けられていない現状がある。こうした類型につき、ニーズの有無を調査した上で、今後こうしたサービスの規制の是非について検討していくことが適切であると考えられる。

また、技術的制限手段を無効化する行為自体に関しては、その行為自体を不正競争行為とすべきとの意見があった一方で、無効化した上での使用・提供を捕まえることの方が不正競争防止法の法目的から妥当ではないかとの意見があった。

（※）他のサービスもしくは他の行為との必然性のある組み合わせによって、「不正競争とすべき技術的制限手段を無効化するサービス」と同等の効果を生じるような場合もこれに含まれ得る。

○救済措置

＜方向性＞

技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為に対する救済措置と

して、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置等の民事措置及び刑事措置を設ける。

今般追加を検討する技術的制限手段を無効化するサービスの提供等行為については、現行の技術的制限手段の無効化装置等の提供等行為に対する規制と比して、私権保護及び公益保護の観点からの保護の重要性は同等であつて、民事措置及び刑事措置を設けることが適切であると考えられる。

第三章 技術的な営業秘密の保護の在り方について

1. 1 技術的な営業秘密の保護の現状

(1) 平成27年不正競争防止法改正時の整理

近年のオープン・クローズ戦略の推進によって、技術情報をはじめとした営業秘密の効率的かつ効果的な管理の重要性が増大していることを背景に、平成27年に営業秘密保護強化を目的として不正競争防止法（以下、この章で「法」という。）の改正が行われ、営業秘密の漏えいに対する抑止力向上の視点から、民事、刑事の両面にわたっての改正がなされたところである。民事措置については、技術上の営業秘密においては、被告側に証拠が偏在し原告（被害者）が被告（加害者）の使用の事実を立証することが極めて困難であることから、一定の要件の下、不正使用の事実について立証責任を被告側に転換する規定（推定規定）が導入された（法5条の2）。

法5条の2導入時においては、その対象となる営業秘密（「技術上の秘密」）の範囲については、被告が原告営業秘密を侵害した事実を原告が立証する困難性、被告の反証容易性を考慮し、「物の生産方法」が対象とされたが、生産方法以外の技術情報についても産業界から要望が出され、今後、分析方法などの生産方法以外の技術上の営業秘密についても対象とすることを検討することとされた（「中間とりまとめ」（平成27年2月営業秘密の保護・活用に関する小委員会）¹⁷⁾）。

なお、同規定導入の際には、以下の点が考慮されている。

- ・法5条の2は、営業秘密侵害訴訟における立証責任を公平に配分する観点から一定の要件の下、被告（加害者）による営業秘密の使用行為を推定し、不使用の事実の立証責任を被告側に転換するものである。
※不正若しくは悪意重過失で一定の営業秘密を取得した者には、当該営業秘密を使用する蓋然性・経験則が認められる。
- ・対象となる技術上の秘密の範囲については、被告が原告（被害者）の営業秘密を侵害した事実を原告が立証する困難性、推定が及んだ場合の被告の反証容易性を考慮して検討すべきである。
- ・さらに、生産方法に関する議論においては、正当な事業活動を行う企業が、濫訴の被害者となるリスクも考慮し、被告側の応訴負担を当該営業秘密と関連性の強い製品に限定する必要があるとの意見が出された。

¹⁷⁾http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/eigyohimitsu/pdf/report02_01.pdf

【法5条の2の対象範囲】

第五条の二 技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

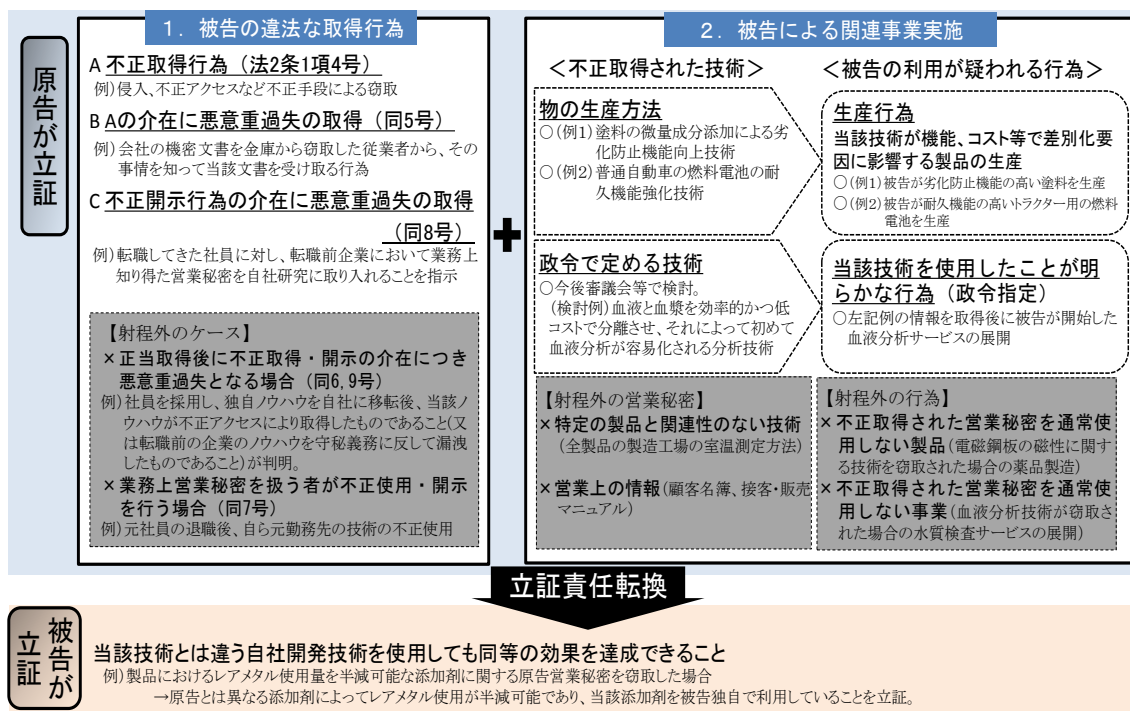
	技術上の秘密	推定規定の対象となる行為
法律上に規定	生産方法	当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産
政令に委任	技術上の秘密のうち政令で定める情報	技術上の秘密を使用したことが明らかな行為

【法5条の2の構造（平成27年不正競争防止法の改正概要

（<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/27kaiseigaiyou.pdf>）より）】

【基本構造】原告：①営業秘密である技術情報（製造ノウハウ等に限定）について <反証可能性の確保>
 ②被告による違法な取得行為があったこと <使用可能性が高いとの経験則>
 ③当該技術と関連する事業を実施していること <濫訴防止> } を立証 → 被告が当該技術の
 不使用を立証

【経過措置】改正法施行後に違法な取得行為が行われた場合に限り適用。



（２）検討の必要性

法５条の２の創設が検討された平成２７年法律改正検討時及び改正法公布後においては、法５条の２の「技術上の秘密」の対象とすべき技術情報として、「生産方法」以外のものとして、企業から以下の要望が挙げられていた。

①化学分析／検査方法

（例）血液の成分組成を測定・分析して疾患の可能性を検査する技術

②画像分析／検査方法

（例）カメラで撮影した映像を分析して生体やその状態を識別する技術

（例）カメラ画像の分析により異物の混入や不具合等、製品の品質を検査する技術

また、近年、ビッグデータ・人工知能等の新たな技術の社会実装の進展に伴ってデータの価値が一層高まり、データの収集も含め、その分析、解析、評価方法等の開発にも相当の投資がなされていることから、「生産方法」以外の技術上の秘密についての同制度への規定に対するニーズは高まっていると考えられる。このため、企業の具体的ニーズも把握しながら、「技術上の秘密」等への追加の要否について、営業秘密小委において検討することとした。

1. 2 技術的な営業秘密の保護に関する検討の視点

（１）検討の際の考慮すべき視点及び留意点

法５条の２に追加すべき「技術上の秘密」及び「当該技術上の秘密を使用したことが明らかな行為（推定規定の要件となる行為）」については、営業秘密小委において、委員から同条の「生産方法（技術上の秘密）」及び「当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産（推定規定の要件となる行為）」を規定した際と同様の考え方を踏まえて検討すべきとの意見が出された。これを受け、当該制度導入時の議論を踏まえ、営業秘密小委では以下の視点及び留意点を考慮して検討することが確認された。

<視点>

○立法の趣旨を踏まえ、検討に際しては以下の視点が必要。

①原告の立証困難性が存在すること <推定規定を及ぼす必要性の趣旨>

②被告の反証容易性が認められること <反証可能性の確保の趣旨>

③原告の技術と被告の行為との関連性があること <濫訴防止の趣旨>

<留意点>

○政令の対象となる技術上の秘密や使用したことが明らかな行為の範囲を検討する際には、留意すべき事項。

④被告の使用行為の端緒（不正使用があったことを疑うきっかけ）が存在すること

※原告側で被告の不正使用を疑うことがなければ当該規定が適用されることはないため。

⑤不正「使用」行為に対する差止請求、損害賠償請求等の必要性

※不正取得行為のみならず不正使用行為について差止請求、損害賠償請求を認めることの必要性が必要。

（２）適切なニーズを踏まえた検討

第１０回営業秘密小委の事前に行った、委員、企業アンケートを通じた調査では、営業秘密の使用についての推定を行うニーズとして、以下のような事例が挙げられている。

【要望のあった技術情報等】

追加してほしい技術		使用したことが明らかな行為 (推定の対象としてほしい行為)
技術	内容、自社の実施行為	
①化学分析方法		
(a)生物学的 検体検査	- 血液、生体組織等を化学的に分析し、疾患の可能性を評価する技術 - 検査サービスの実施	被告が自社と同様の技術を使用した検査サービスの提供開始
②品質検査方法		
(a)画像による 品質検査	- カメラ画像分析により製品の品質を検査する技術 - 当該技術を使用する機器の製造販売	同種製品の製造販売
③行動・機械稼働・需要分析方法		
(a)機器稼働 診断	- 納入した機器の稼働情報（センサーデータ等）を収集・蓄積して、機械を遠隔診断し、故障時の復旧アシスト、生産性向上プロセス提案を行う技術 - 診断サービスを提供	- 被告が自社と同等の性能を有する装置又は診断サービスの提供開始 - 被告製品又はサービスの急激な精度向上 - 被告製品又はサービスへの自社の特徴ある機能の実装
(b)予測・予報	- 人工知能技術により日配品、電力、水等の需要を予測する技術及び当該技術実現に必要なデータ（学習済みデータ、学習済みモデルなど） - 予測装置又は予測サービスの提供を実施	- 被告が自社と同等の性能を有する装置又は予測サービスの提供 - 被告製品又はサービスの急激な精度向上 - 被告製品又はサービスへの自社の特徴ある機能の実装
(c)人流・車流 予測	リアルタイムでカメラ映像やセンサー、GPSデータを解析し、混雑状況を迅速かつ的確に予測して混雑待ち時間解消対策を提案する技術	被告が自社と同様の技術を使用した混雑予測サービスやそれを用いた混雑解消対策ソリューションの提供
(d)画像認識	- 人物の画像を分析して認識する技術 - 同技術実現に必要なデータ（画像データ、特徴点データ） - カメラ映像から、人、車、物を自動で認識・追跡する映像解析技術 - 解析装置又は解析ソリューションを提供	- 被告が自社と同等の性能を有する装置又はサービスの提供 - 被告製品又はサービスの急激な精度向上 - 被告製品又はサービスへの自社の特徴ある機能の実装

要望が出された技術は、大量のデータを収集・蓄積し、得られたデータを元に研究を重ね、最適なパラメータ等を導き出すこと等によって、精度を高めた分析、解析、評価に関する技術である。各社はこれらの技術情報を営業秘密として管理することで自社の競争力を高めており、他者に不正取得されて不正に使用された場合の被害は多大である。このため、万が一、これらの営業秘密が不正取得され、それが不正使用された場合の立証の容易化、さらには漏えいに対する抑止力の向上のために、これら技術に関する追加のニーズは高いと考えられる。

また、各社から要望のあった技術情報等について、視点及び留意点の該当性についてはおおよそ共通しており、以下のとおり整理できる。

＜視点＞

- ①原告の立証困難性が存在すること
→被告の使用行為は、被告の内部領域で行われるため、不正使用の立証は困難である。
- ②被告の反証容易性が認められること
→被告側は自らが使用している方法を明らかにすることで反証できるので、被告側の反証は容易である。
- ③原告の技術と被告の行為との関連性があること
→原告と類似の分析、解析、評価に方法を利用したサービスの提供等を実施していれば、原告の技術と被告の行為の関連性はある。

＜留意点＞

- ④被告の使用行為の端緒が存在すること
→原告と同様のサービスを急に提供し始めた場合、急激に性能が向上した場合、原告の特徴ある機能を急に実装した場合などは、当該行為が、不正使用行為の端緒となりうる。（裁判において、被告が、原告の技術を不正取得したことが認められることが前提）
- ⑤不正「使用」行為に対する差止請求、損害賠償請求等の必要性
→被告が原告の分析・評価の技術に関する情報を不正取得し、当該技術情報を使用し分析・評価を行ってその結果を利用してサービスの提供している場合。被告側の、当該技術の不正取得は行ったが、使用はしていないとの主張が認められると、損害賠償額は取得に関しての損害額にとどまり、また、差止めに関しては当該技術に係る情報は全て破棄したとの被告側の主張が認められると、措置としては十分とはいえない。

（３）技術的な営業秘密の保護に関する営業秘密小委等における主な意見

営業秘密小委等においては、推定規定の政令委任について以下のような意見があった。

＜対象範囲について＞

- ・対象として検討すべき技術として「分析方法」とあるが、単位操作である化学分析だけを指すのではなく、化学分析で得られたデータを解析することによって導き出されたアルゴリズム自体にも優位性があるので、「分析方法」の意味合いとしてアルゴリズムあるいは、それを用いた評価方法が対象となるような規定ぶりとして欲しい。
- ・中小企業からも要望が出されているので、是非追加の方向で検討して欲しい。

- ・推定規定に追加する必要性は理解する。他方で、被告側の立証負担等も考慮して、対象範囲は広すぎないように配慮すべき。また「その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為」との要件がある以上、推定される行為との関連性が明確な範囲に対象範囲を特定すべき。
- ・画像分析とは、非常に広い概念であって、もう少し、画像分析方法を用いて何らか具体的なアウトプットが出るなど、物を生産する方法と近いくらいのレベルに絞り込みが必要。

＜実効性確保について＞

- ・インカメラ審理、閲覧等の制限の手續（民事訴訟法 92 条）等、被告の反証については、証拠に含まれる営業秘密の漏えいを防止する手續が整備されていることも明確化していくべきではないか。
- ・推定規定の対象を追加するという方向性については賛成。ただし、本規定だけでは限界がある。原告の立証負担を軽減するという点では、当該推定規定のみならず、証拠収集手續として文書提出命令等の活用も図っていく必要があるのではないか。
- ・仮に推定規定に基づき不正使用の差止めの判決が出された場合、その主文（例えば「〇〇の方法を使用してはならない」）に被告が違反しているかどうかを原告側で認識することが難しい。推定規定に追加する場合には、判決の執行の実効性という観点も考慮する必要がある。
- ・不正取得行為自体の立証が困難であるという実務上の現状に鑑みると本推定規定の適用されるケースがどれくらいあるのか、という実情を検討に加える必要がある。

引き続きニーズ調査を実施しつつ、対象とすべき「技術上の秘密」及び「使用したことが明らかな行為」の範囲については、被告側の反証容易性や濫訴防止の観点も踏まえ検討していくことが必要と考えられる。

1. 3 技術的な営業秘密の保護に関する今後の対応

営業秘密小委における議論及び企業から提出された要望等を踏まえ、以下の方向で引き続き議論を行っていくこととした。

○政令委任事項の追加

＜方向性＞

- ・不正競争防止法 5 条の 2 の規定により、技術上の秘密を使用する行為等と

して推定する対象として、これまでに要望の提出された化学分析／検査、画像分析／検査方法を想定し、分析・解析・評価方法等を規定（政令）する。

- ・その他の技術上の秘密についても、引き続き、ニーズを把握し、必要に応じ追加を検討する。

検討にあたっては、差止めの対象とすべき範囲が不当に広くなりすぎることないように配慮するとともに、差止めの実効性等も考慮しながら検討を進めていく。

産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会の開催状況

第6回

日時：平成28年12月5日 16:00～18:00

場所：経済産業省本館17階 第3特別会議室

議題：

1. 不正競争防止法に関する最近の動きについて
2. 今後の検討事項について

第7回

日時：平成29年1月31日 10:00～12:00

場所：経済産業省本館9階 西8会議室

議題：

1. データ利活用に向けた取組事例について
2. データ保護制度の在り方について

第8回

日時：平成29年2月15日 13:00～15:00

場所：経済産業省本館17階 第1特別会議室

議題：

1. データ保護に関しての検討の方向性について
2. 情報の不正利用を防止する技術の保護の在り方について
3. 技術的な営業秘密の保護の在り方について

第9回

日時：平成29年3月17日 10:00～12:00

場所：経済産業省本館17階 第1特別会議室

議題：

1. 知的財産戦略本部（新たな情報財検討委員会）における検討状況について
2. 「企業における営業秘密管理に関する実態調査」の結果について
3. データ保護制度の在り方について
4. 情報の不正利用を防止する技術の保護の在り方について
5. 技術的な営業秘密の保護の在り方について

第10回

日時：平成29年3月29日 15:00～17:00

場所：経済産業省本館17階 第1特別会議室

議題：

1. データベース等の取引の事例について
2. 第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ（案）について

第11回

日時：平成29年4月20日 15:00～17:00

場所：経済産業省本館17階 第2特別会議室

議題：

1. 「データ利活用促進に向けた企業における管理・契約等の実態調査」の結果について
2. 第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ（案）について

プレゼンター

中林 紀彦 SOMPO ホールディングス株式会社 チーフ・データサイエンティスト（第7回）

佐藤 一憲 グーグル合同会社 クラウドプラットフォーム デベロッパーアドボケイト（第7回）

岡村 一寛 株式会社MONIC 取締役副社長（第8回）

水越 尚子 BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス 日本担当コンサルタント（第8回）

中川 文憲 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 事業統括部 事業統括部マネージャー（第8回）

池村 治 味の素株式会社 知的財産部長（本小委員会委員、日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員）（第8回）

市嶋 洋平 株式会社日経BP 日経ビッグデータ 副編集長（第10回）

内閣府知的財産戦略推進事務局（第9回）

産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会の 委員名簿

(平成29年4月現在)

相澤 英孝	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
池村 治	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員 味の素株式会社 知的財産部長
大水 眞己	日本知的財産協会 常務理事 富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 本部長代理
小委員長 岡村 久道	京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
末吉 互	潮見坂綜合法律事務所 弁護士
高山 佳奈子	京都大学大学院 法学研究科 教授
長澤 健一	キャノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長
野口 祐子	グーグル合同会社 法務部長 弁護士
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
宮島 香澄	日本テレビ 報道局解説委員
矢口 俊哉	東京地方裁判所 判事
鈴木 千帆	東京地方裁判所 判事 (平成29年3月まで)

敬称略 (50音順)

オブザーバー

後藤 晃 東京大学名誉教授、本小委員会前小委員長
内閣府 知的財産戦略推進事務局
警察庁 生活安全局
警察庁 警備局
法務省 民事局
法務省 刑事局
文化庁 著作権課
経済産業省関係各局